

・ ・ ・ ・ ・  
～時期や方法で大きく変わる税金～

---

確定拠出年金  
『退職金がある場合の賢い受け取り方』

---



FLYING ACE ACADEMY

---

資産形成チャンネル

# 本日のレジュメ

## CHAPTER 1

### 2022年度の 制度変更確認

## CHAPTER 2

### 退職一時金がある場合の 受け取りシミュレーション

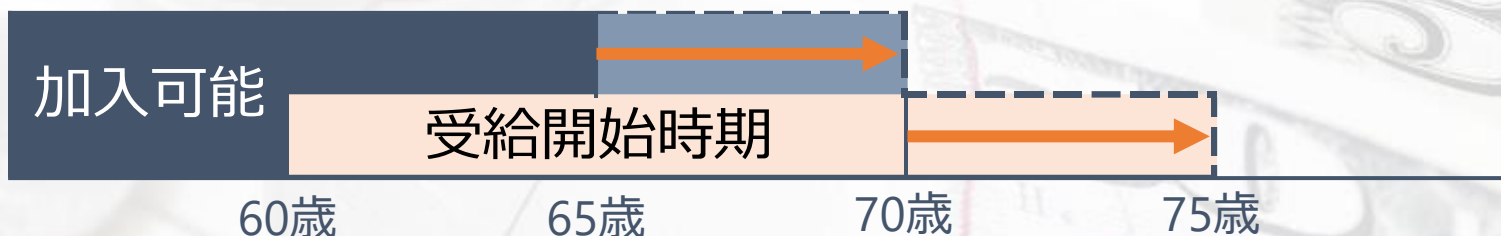
## CHAPTER 3

### まとめと注意点

# 確定拠出年金の受給開始時期等の選択肢の拡大（2022年4月～）

## 《企業型確定拠出年金（企業型DC）》

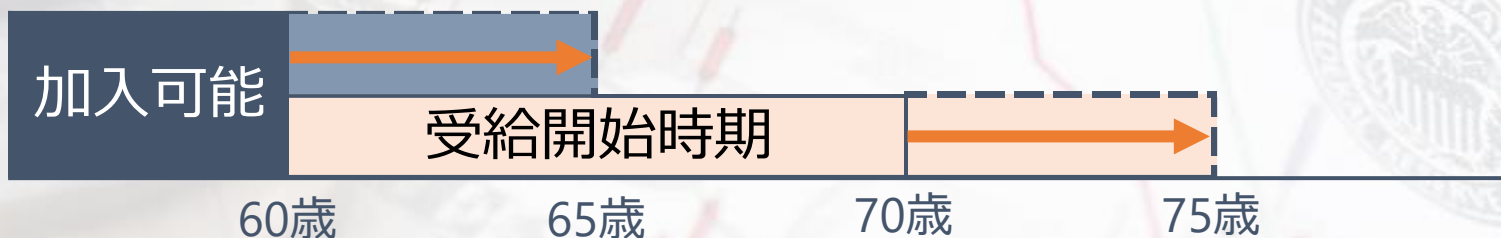
2022年4月以前は65歳未満が拠出可（65歳⇒70歳）



2022年4月以前は60歳～70歳の間で受給可（70歳⇒75歳）

## 《個人型確定拠出年金（iDeCo）》

2022年4月以前は60歳未満が拠出可（60歳⇒65歳）



2022年4月以前は60歳～70歳の間で受給可（70歳⇒75歳）

出典：厚生労働省PDF「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要」より

# 企業型DC加入者の個人型DCへの加入要件緩和

改定前	改訂後
<ul style="list-style-type: none"><li>・労使合意の規約が<u>必要</u></li><li>・事業主掛金の上限を月額35,000円に引き下げた企業の従業員に限定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・規約の定めが<u>無くても</u>加入可能</li></ul>

掛金の拠出限度額は以下のとおりであることが必要

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCと確定給付型 (DB、厚生年金基金等) に加入する場合
企業型DCの事業主掛金 (月額)	55,000円	27,500円
個人型DCの事業主掛金 (月額)	20,000円	12,000円
合計 (月額)	55,000円	27,500円

## 3種類の受け取り方

「一時金」

「年金」

「一時金と年金  
の組み合わせ」

※受け取り方によって税金が変わる

【一時金で受け取る場合】

退職金もしくは確定拠出年金を「一時金」で受け取る場合は「退職所得控除」の対象になる

《退職金》は税負担を軽くする措置として  
他の所得と分けて税金を掛ける源泉分離課税方式

# 退職金（または確定拠出年金）を一時金で受け取る場合

勤続年数	退職所得控除
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)
20年超	800万円×70万円×(勤続年数－20年)

【勤続年数30年、退職金2,000万円の場合の退職所得】

退職所得控除：800万円＋70万円×(30年－20年)＝1,500万円

退職所得：(2,000万円－1,500万円)×1/2＝250万円

□ 所得税額：課税退職所得額250万円×税率10%－控除額9万7,500円＝**15万2,500円**

□ 住民税額：課税退職所得金額230万円×住民税率10%＝**23万円**

※復興特別所得税は考慮しない

# 退職一時金とDC一時金を60歳で受け取る場合



25歳

勤続年数

35年



60歳

退職一時金

**2,000万円**



45歳

DC加入期間

15年



60歳

DC一時金

**600万円**

{ (退職一時金 : 2,000万円 + DC一時金 : 600万円)

− 退職所得控除額 : 1,850万円※1} × 1/2

= 退職所得の金額 : 375万円 ※1 : 800万円 + 70万円 × (35年 − 20年) = 1,850万円

所得税 : 322,500円 + 住民税 : 375,000円 = 税額合計 : **697,500円**

## 退職一時金を60歳で、DC一時金を61歳で受け取る場合

(退職一時金：2,000万円－退職所得控除額：1,850万円※1) × 1/2  
= 退職所得の金額：75万円      ※1：800万円 + 70万円 × (35年－20年) = 1,850万円

所得税：37,500円 + 住民税：75,000円 = 112,500円

(DC一時金：600万円－退職所得控除額：0円) × 1/2  
= 退職所得の金額：300万円

所得税：202,500円 + 住民税：300,000円 = 502,500円

112,500円 + 502,500円 = 税額合計：**615,000円**

## 退職一時金を60歳で、DC一時金を75歳で受け取る場合

$$\begin{aligned} & (\text{退職一時金} : 2,000\text{万円} - \text{退職所得控除額} : 1,850\text{万円} \times 1) \times 1/2 \\ = & \text{退職所得の金額} : 75\text{万円} \quad \text{※1} : 800\text{万円} + 70\text{万円} \times (35\text{年} - 20\text{年}) = \underline{1,850\text{万円}} \end{aligned}$$

$$\text{所得税} : 37,500\text{円} + \text{住民税} : 75,000\text{円} = 112,500\text{円}$$

$$\begin{aligned} & (\text{DC一時金} : 600\text{万円} - \text{退職所得控除額} : 600\text{万円} \times 2) \times 1/2 \\ = & \text{退職所得の金額} : \mathbf{0\text{円}} \quad \text{※2} : 40\text{万円} \times 15\text{年} = \underline{600\text{万円}} \end{aligned}$$

$$\text{所得税} : 0\text{円} + \text{住民税} : 0\text{円} = 0\text{円}$$

$$112,500\text{円} + 0\text{円} = \text{税額合計} : \mathbf{112,500\text{円}}$$

# DC一時金を60歳、退職一時金を65歳で受け取る場合



30歳

勤続年数

35年



65歳

退職一時金

2,000万円



45歳

DC加入期間

15年



60歳

DC一時金

600万円

(DC一時金：600万円－退職所得控除額：600万円※2) × 1/2

=退職所得の金額：0円

※2：40万円×15年 = 600万円

(退職一時金：2,000万円－退職所得控除額：1,850万円※1) × 1/2

=退職所得の金額：75万円

※1：800万円 + 70万円 × (35年 - 20年) = 1,850万円

所得税：37,500円 + 住民税：75,000円 = 112,500円

# 注意点とまとめ

## 【iDeCoが75歳から受け取り可能に】

- 2022年4月からiDeCoの受け取り開始時期が60歳～75歳までの間で選ぶことが可能に
  - それに伴い先ほどの「前年以前14年以内に受けた退職金があれば、退職所得控除の重複分は差し引くというルール」が14年以内から19年以内に変更
- 確定拠出型年金は「公的年金の補完制度」
  - 公的年金の制度変更に関連して確定拠出型年金のルールも変更になるケースが非常に多い
- 公的年金の制度変更があった場合は確定拠出型年金にも影響がないか確認しておく必要がある

# 注意点とまとめ

## 人によってライフプランは異なる

- 確定拠出年金の受け取り方やタイミング
  - 会社が準備してくれる退職金との兼ね合いによって人によって有利な方法が異なるため、自分にとって何が最適なのかを知ることが重要
- 場合によっては一時金受取りと年金受取りを併用するのが有利になるケースもあり得る
  - 公的年金の繰下げ受給を活用したり、働く期間自体を65歳以降まで延ばしたりと、様々な組み合わせが考えられる
- 今後は『退職金』『確定拠出年金』『公的年金』『将来の給与収入等』など含めて、将来の収支全体を把握しておくことがより重要になると言える